

令和 7 年 3 月 12 日  
消 防 庁

## 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する 意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和 7 年 3 月 13 日（木）から令和 7 年 4 月 11 日（金）までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）の改正等に伴い、以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）を改正するものです。概要については、別紙 2 を御覧ください。

- （1）リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し
- （2）製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に係る見直し
- （3）屋内貯蔵所の架台の基準に係る見直し
- （4）水圧試験の基準に係る修正
- （5）その他、技術上の基準の整備
- （6）その他、所要の規定の整備

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙 3 及び別紙 4 参照）
  - ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
  - ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

令和 7 年 4 月 11 日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

### 4 規制の事前評価

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙 5 から別紙 7 まで参照）。

### 5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令・告示を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野補佐、高橋

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）の改正等に伴い、以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）を改正するものです。

- （1）リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し
- （2）製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に係る見直し
- （3）屋内貯蔵所の架台の基準に係る見直し
- （4）水圧試験の基準に係る修正
- （5）その他、技術上の基準の整備
- （6）その他、所要の規定の整備

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

**5 意見提出期間**

令和7年3月13日（木）から令和7年4月11日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

## 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室

担 当：石野、高橋

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@（半角に修正してください）に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁

予防課危険物保安室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

**危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について**

令和 7 年 3 月  
消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）の改正等に伴い、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）を改正する。

## 1. 改正内容

### (1) リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し

#### ① 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第 16 条の 2 の 8 等関係】

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る基準の特例を定める。具体的には、以下の基準に適合するものは、令第 10 条第 1 項に掲げる一部の規定を適用しないこととする。

- ・ 一定の安全基準に適合する蓄電池を貯蔵すること。
- ・ 蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置（スプリンクラー又は遮へい板の設置等）を講ずること。
- ・ 屋内貯蔵所の用に供する部分とその他の部分を区画すること。（建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合に限る。）
- ・ リチウムイオン蓄電池を取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。 等

#### ② 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【新規則第 28 条の 54 及び第 28 条の 59 の 2 等関係】

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業のために危険物を取り扱う一般取扱所に係る基準の特例を定める。具体的には、以下の基準に適合するものは、令第 19 条第 1 項において準用する令第 9 条第 1 項に掲げる一部の規定を適用しないこととする。

- ・ 一定の安全基準に適合する蓄電池を用いること。（組み立て又は充電若しくは放電作業時のみ）

- ・ 蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置（スプリンクラー又は遮へい板の設置等）を講ずること。
- ・ 一般取扱所の用に供する部分とその他の部分を区画すること。（建築物の一部に一般取扱所を設ける場合に限る。）
- ・ リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。 等

**③ 消火設備の基準に係る特例規定の整備【新規則第 35 条の 2 から第 35 条の 4 まで等関係】**

①の屋内貯蔵所、②の一般取扱所及びリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備について、以下の基準に適合するものは、令第 20 条第 1 項及び第 2 項に掲げる基準を適用しないこととする。

- ・ 第二種のスプリンクラー設備を、一定の性能に適合するように設置すること。
- ・ 第三種、第四種及び第五種の消火設備を、液状の危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの火災を有効に消火することができるように設置すること。 等

**④ 屋内貯蔵所において容器に収納しないことができる危険物の規定の整備【新規則第 40 条等関係】**

屋内貯蔵所において、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のうち、以下の方法で貯蔵されるものについては、容器に収納せずに貯蔵することができることとする。

- ・ 水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する方法
- ・ キュービクル式の設備により貯蔵する方法
- ・ 一定の耐火性を有する箱に入れる方法 等

**⑤ 危険物の運搬における積載方法に係る特例規定の整備【新規則第 43 条の 3 等関係】**

リチウムイオン蓄電池を以下の方法により運搬する場合は、運搬容器に収納せずに積載することができることとする。

- ・ 水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する方法
- ・ キュービクル式の設備により運搬する方法
- ・ 一定の耐火性を有する箱に入れる方法
- ・ 国際的な包装要件に適合する方法で包装して運搬する方法

**(2) 製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に係る見直し【新規則第 13 条の 2 の 3 及び第 21 条の 3 の 3 関係】**



製造所における屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備及び屋外タンク貯蔵所のポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備において、適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくともよい場合として、危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合を定める。

**(3) 屋内貯蔵所の架台の基準に係る見直し【新規則第 16 条の 2 の 2 及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件による改正後の告示（以下「新告示」という。）第 4 条の 2 の 2 関係】**

屋内貯蔵所の架台が特定の構造等を有する場合は、架台を堅固な基礎に固定しなくてもよいこととする。

**(4) 水圧試験の基準に係る修正【新規則第 20 条の 5 の 2 関係】**

屋外タンク貯蔵所等の圧力タンクに係る水圧試験について、所要の規定の整備を行うこととする。

**(5) その他、技術上の基準の整備【新告示第 4 条の 2 の 3、第 68 条の 2 の 2、第 68 条の 2 の 4、第 68 条の 2 の 5、第 68 条の 2 の 7、第 68 条の 6 の 6 及び第 68 条の 6 の 7 関係】**

新告示において、以下の技術上の基準を定める。

- ・ 蓄電池の基準
- ・ 遮蔽板の基準
- ・ スプリンクラー設備の水源の基準
- ・ 蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準
- ・ 容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準
- ・ 運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準
- ・ 運搬容器への収納を要さない危険物を運搬する基準

**(6) その他、所要の規定の整備**

**2. 施行期日**

公布の日の翌日から施行する。

**3. 経過措置（抄）**

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよい場合)

第十三条の二の三 令第九条第一項第十二号の総務省令で定める場合は、第十三条の二の二第二号の措置を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合とする。

(避雷設備)

第十三条の二の四 [略]

(高層倉庫の基準)

第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫(令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。)とする。

〔一・二 略〕

三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の四に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

(屋内貯蔵所の架台の基準)

第十六条の二の二 令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

一 架台は不燃材料で造ること。

〔一〕の二 架台は堅固な基礎に固定すること。ただし、告示で定める架台にあつては、この限りでない。

〔一・三 略〕

〔二 略〕

(蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例)  
第十六条の二の八 蓄電池により貯蔵される前条に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第四号から第六号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。

〔一〕三 略〕

四 前条に規定する危険物を用いた蓄電池(以下この条及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。)の充電率は、六十パーセント以下とすること。

〔五 略〕

六 消火設備は、第三十五条の二第三項各号に定めるところにより設けること。

〔新設〕

(避雷設備)

第十三条の二の三 [同上]

(高層倉庫の基準)

第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫(令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。)とする。

〔一・二 同上〕

三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の三に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

(屋内貯蔵所の架台の基準)

第十六条の二の二 令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

一 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。

〔新設〕

〔一・三 同上〕

〔二 同上〕

(蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例)  
第十六条の二の八 [同上]

2 [同上]

〔一〕三 同上〕

四 前条に規定する危険物を用いた蓄電池(以下次号及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。)の充電率は、六十パーセント以下とすること。

〔五 同上〕

六 消火設備は、第三十五条の二第三項に定めるところにより設けること。

3| 第一項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（法第十七条の二の五第一項前段又は第十七条の三第一項前段に規定する場合には、それぞれ法第十七条の二の五第一項後段又は第十七条の三第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）の例により、消防用設備等（法第十七条第一項の消防用設備等をいう。以下同じ。）が設置され、及び維持されている建築物に限る。）については、令第十条第一項第一号、第二号及び第四号から第十五号までの規定は、適用しない。

一| 貯蔵倉庫の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。

二| 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

三| 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けること。

四| 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

五| 蓄電池の充電率は、六十パーセント以下とすること。

六| 蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。

七| 蓄電池の周囲三メートル以内に可燃物（蓄電池を含む。）を置かないこと。ただし、次号に規定する貯蔵場所にあつては、この限りでない。

八| 蓄電池を貯蔵する場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が三メートル未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（以下この条において「貯蔵場所」という。）は、当該蓄電池の充電率の区分に応じ、第二十八条の五十九の二第二項第八号イ又はロの集積場所の規定の例によること。

九| 貯蔵場所（前号においてその例によるものとされる第二十八条の五十九の二第二項第八号イ(1)及びロ(2)(i)の空地を含む。）の床面積（第三十五条の二第四項第二号イの規定により第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が千五百平方メートルを超える場合は、次に定めるところにより、当該場所を床面積の合計千五百平方メートル以内ごとに準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二の準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁又は特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）で区画すること。

イ| 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

ロ| 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。

(1) 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満

「新設」

であること。

〔2〕一の感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。

ハ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が十平方メートル以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所までの水平距離が五十メートル以下となるようにすること。

十 第三十五条の二第四項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

4) 第一項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（建築物の一部に存するものであつて、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）については、令第十条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第十五号までの規定は、適用しない。

一 前項第五号から第十号までの規定の例によること。

二 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所が存する旨を表示すること。

三 屋内貯蔵所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

四 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、各階の床を地盤面以上に設けること。

五 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

イ 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

ロ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

〔1〕一の特定防火設備の面積は、三十平方メートル以下であること。

〔2〕特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

〔3〕一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。

〔ii〕〔i〕の一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

〔新設〕

(4) 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

六 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

七 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第十二項イ又は十四項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ その管理について権原を有する者が建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同じであること。

ロ その管理について権原を有する者と建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

八 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第十二項イ又は十四項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、令第九条第一項第一号イ又はロに掲げる建築物等の用途（以下この号において「保安対象用途」という。）に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ 屋内貯蔵所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル（保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 指定数量の倍数が三十未満であること。

(2) 屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。

(1) 屋内貯蔵所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(2) 屋内貯蔵所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

（水圧試験の基準）

第二十条の五の二 令第十一条第一項第四号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場

（水圧試験の基準）

第二十条の五の二 「同上」



(昭和五十一年通商産業省令第四号)第三十四条に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣が認可したところにより行う水圧試験

二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二第二号又は労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンク  
圧力容器構造規格(平成十五年厚生労働省告示第九十六号)第六十三条第一項に定めるところにより行う水圧試験

三 労働安全衛生法別表第二第四号に掲げる機械等である圧力タンク 小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格(昭和五十年労働省告示第八十四号)第三十八条に定めるところにより行う水圧試験

(ポンプ設備において、適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよい場合)

第二十一条の三の三 令第十一条第一項第十号のニルの総務省令で定める場合は、第二十一条の三の二の措置(同条に規定する第十三条の二の二第二号に掲げる措置に限る。)を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合とする。

(給油取扱所の建築物)

第二十五条の四 令第十七条第一項第十六号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。

【一〇五 略】

六 消防法施行令別表第一(一)項、(三)項、(四)項、(八)項、(十一)項から(十三)項イまで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途(前各号に掲げるものを除く。)

(避雷設備)

第二十八条の四十二 移送取扱所(危険物を移送する配管等の部分を除く。)には、第十三条の二の四に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

(特例を定めることができる一般取扱所)

第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

【一〇五 略】

五の二 令第十九条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所 以下のイからハまでに掲げる一般取

二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二第二号又は労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンク

設計圧力の一・五倍の圧力に温度補正係数(水圧試験を行うときの温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力を使用温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力で除して得た値のうち最小の値)を乗じた圧力で行う水圧試験

三 労働安全衛生法別表第二第四号に掲げる機械等である圧力タンク

イ 設計圧力が〇・一メガパスカル以下のもの 〇・二メガパスカルの圧力で行う水圧試験

ロ 設計圧力が〇・一メガパスカルを超え〇・四二メガパスカル以下のもの 設計圧力の二倍の圧力で行う水圧試験

ハ 設計圧力が〇・四二メガパスカルを超えるもの 設計圧力の一・三倍に〇・三メガパスカルを加えた圧力で行う水圧試験

【新設】

(給油取扱所の建築物)

第二十五条の四 【同上】

【一〇五 同上】

六 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一(一)項、(三)項、(四)項、(八)項、(十一)項から(十三)項イまで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途(前各号に掲げるものを除く。)

(避雷設備)

第二十八条の四十二 移送取扱所(危険物を移送する配管等の部分を除く。)には、第十三条の二の三に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

(特例を定めることができる一般取扱所)

第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

【一〇五 同上】

【新設】



扱所（建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあつては、当該建築物に設備等技術基準の例により、建築物の一部に存するものにあつては、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）

イ 専ら危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。

ロ及びハにおいて同じ。）を用いた蓄電池を製造する作業（組み立てる作業を除き、蓄電池を製造する作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）のために危険物を取り扱う一般取扱所

ロ 専ら危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業（蓄電池を製造する作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）のために危険物を取り扱う一般取扱所

ハ 専ら危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。）（イ又はロの作業に付随するものを除く。）のために危険物を取り扱う一般取扱所

〔六〇九 略〕

〔吹付塗装作業等を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十五 略〕

〔洗浄作業を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十五の二 略〕

〔焼入れ作業等を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十六 略〕

〔充填作業を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十八 略〕

〔詰替え作業を専ら行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十九 略〕

〔危険物を用いた蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所等の特例〕

第二十八条の五十九の二 第二十八条の五十四第五号の二の一般取扱所に係る令第十九条第二項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 第二十八条の五十四第五号の二イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十二号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池

〔六〇九 同上〕

〔専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十五 同上〕

〔専ら洗浄作業を行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十五の二 同上〕

〔専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十六 同上〕

〔専ら充填作業を行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十八 同上〕

〔専ら詰替え作業を行う一般取扱所の特例〕

〔第二十八条の五十九 同上〕

〔新設〕

を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。

二 危険物を取り扱う建築物は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

三 液状の危険物を取り扱う設備の周囲（第五号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

四 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

五 危険物を取り扱う設備（当該設備に危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

六 第二十八条の五十四第五号の二イに規定する危険物を用いた蓄電池（以下この号から第六項まで及び第三十五条の三において単に「蓄電池」という。）の充電率は、蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。以下「充電作業」という。）を行う場合を除き、六十パーセント以下とすること。

七 蓄電池の周囲三メートル以内に可燃物（蓄電池を含む。）を置かないこと。ただし、次に規定する集積場所にあつては、この限りでない。

八 蓄電池が集積された場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が三メートル未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（次に規定する充放電作業場所を除く。以下この条において「集積場所」という。）は、次のイ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件を満たすものであること。

イ 三十パーセントを超え六十パーセント以下 次の(1)から(4)までに適合すること。

(1) 集積場所の周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、集積場所から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

(2) 一の集積場所の床面積は、二十平方メートル以下とすること。

(3) 床面から蓄電池の上端までの高さは、一・八メートル以下とすること。  
(4) 蓄電池又は蓄電池の包装材料若しくはこん包材（水が浸透する素材のものに限る。）以外の可燃物を置かないこと。

ロ 三十パーセント以下 次の(1)又は(2)に適合すること。

(1) (1)から(4)までに適合すること。

(2) (1)及び(4)のほか、次の(i)から(iii)までに適合すること。

(i) 一の集積単位（集積場所の部分のうち、集積される蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量未満であつて、床面積が二十平方メートル以下であるものをいう。以下この条において同じ。）と他の集積単位との間に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、一の集積単位と他の集積単位との間に幅三メートル以上の空地を保有する部分については、この限りでない。

(ii) 床面から蓄電池の上端までの高さは、六メートル以下とすること。

(iii) 蓄電池の上端から建築物のはり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）（天井を設ける場合は、天井）までの高さは、二メートル以上とすること。

九 充放電作業を行う場所（当該作業を行うための設備（以下「充放電設備」という。）が設けられた部分を含む。以下「充放電作業場所」という。）を設ける場合は、第六項第二号イからハまでのいずれかの例によること。

十 集積場所（第八号イ(1)及びロ(2)(i)の空地を含む。）又は充放電作業場所（第六項第一号においてその例によるものとされる第八号イ(1)及びロ(2)(i)の空地を含む。）の床面積（第三十五条の三第三項第二号イの規定により第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が千五百平方メートルを超える場合は、次に定めるところにより、当該集積場所又は充放電作業場所を床面積の合計千五百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁又は特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）で区画すること。

イ 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

ロ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。

(1) 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(2) 一の感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。

ハ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が十平方メートル以上で、

かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。)が設けられた開口部(特定防火設備を設けたものに限る。)その他の消防隊による活動の拠点となる場所までの水平距離が五十メートル以下となるようにすること。

十一 危険物を取り扱うタンクを設ける場合は、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク(屋内にあるものに限る。)の周囲には、第十三条の三第二項第一号の規定の例による囲いを設けること。

十二 第三十五条の三第三項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

3 第二十八条の五十四第五号の二イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十二号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 前項第三号から第十二号までの規定の例によること。

二 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所が存する旨を表示すること。

三 一般取扱所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

四 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない耐火構造の床又は出入口(次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。)以外の開口部を有しない耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

イ 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

ロ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

(1) 一の特定防火設備の面積は、三十平方メートル以下であること。

(2) 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(3) 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。

ii 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

(4) 特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

五 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第十二項イ又は第十四項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ その管理について権原を有する者が建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

ロ その管理について権原を有する者と建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

六 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第一(十二)イ又は十四項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、令第九条第一項第一号イ又はロに掲げる建築物等の用途(以下この号において「保安対象用途」という。)に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ 一般取扱所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル(保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル)以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 指定数量の倍数が三十未満であること。

(2) 一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根(上階がある場合には、上階の床)を耐火構造とするとともに、出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しない耐火構造(厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。

(1) 一般取扱所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(2) 一般取扱所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

4 第二十八条の五十四第五号の二ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 第二項第一号、第二号及び第六号から第十一号までの規定の例によること。

二 蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。

三 危険物(蓄電池により貯蔵されるものを除く。)を取り扱う部分は、次によること。

イ 液状の危険物を取り扱う部分の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

ロ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

ハ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

四 第三十五条の三第四項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

5 第二十八条の五十四第五号の二ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 第二項第六号から第十一号まで、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに前項第二号から第四号までの規定の例によること。

二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（第三項第三号イ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

6 第二十八条の五十四第五号の二ハの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 第二項第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十号並びに第四項第二号の規定の例によること。

二 充放電作業場所は、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。

イ 充放電設備は、キュービクル式のものとする。

ロ 一の充放電作業場所で同時に充放電作業を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和を指定数量未満とし、かつ、次の(1)及び(2)を満たすこと。

(1) 充放電作業場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

一 一の充放電作業場所の床面積は、二十平方メートル以下とすること。

二 床面から蓄電池の上端までの高さは、一・八メートル以下とすること。

(ii) 充放電作業場所の周囲に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、第二項第八号イ(1)の集積場所の規定の例により空地を保有する部分については、この限りでない。

(2) 次のいずれかの措置を講ずること。

(i) 建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が過度に上昇した場合(ii)において、

「火災等の場合」という。)に、充放電設備内の蓄電池を水没させる措置

(ii) 火災等の場合に、耐火性能を有する材料で造られた箱(蓄電池から発生した可燃性の蒸気を箱の外部へ安全に放出できる構造を有するものに限る。)の中に充放電設備内の蓄電池を収納して密閉する措置

(iii) 延焼防止上(i)又は(ii)と同等以上の効果があると認められる措置

ハ 蓄電池の充電率を六十パーセント以下に制御し、かつ、充放電作業場所は、第二項第八号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。

三 第三十五条の三第五項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

7| 第二十八条の五十四第五号の二ハの一般取扱所のうち、第二項第六号から第八号まで及び第十号、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号、第四項第二号、第五項第二号並びに第六項第二号及び第三号の規定の例によるものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

(スプリンクラー設備の基準)

第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。

「一 略」

二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域(一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五、第三十五条の二及び第三十五条の四において同じ。)は、百五十平方メートル以上(防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積)とすること。

「三〇五 略」

(蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例)

第三十五条の二 令第二十條第三項第一号の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。

2 蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第二十條第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項及び第四項に定めるところによる。

「3 略」

4| 第二項の屋内貯蔵所のうち、第十六条の二の八第三項各号(当該屋内貯蔵所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第四項各号)に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十條第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 貯蔵倉庫(建築物の一部に屋内貯蔵所が存する場合は、屋内貯蔵所の用に供する部分)に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号に掲げる基準に適合するように(同号に規定する貯蔵場所以外の部分にあつては、当該基準の例により)設置した場合は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等(消火設備に限る。)(消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。)を設置しない

(iii) 延焼防止上(i)又は(ii)と同等以上の効果があると認められる措置

ハ 蓄電池の充電率を六十パーセント以下に制御し、かつ、充放電作業場所は、第二項第八号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。

三 第三十五条の三第五項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

7| 第二十八条の五十四第五号の二ハの一般取扱所のうち、第二項第六号から第八号まで及び第十号、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号、第四項第二号、第五項第二号並びに第六項第二号及び第三号の規定の例によるものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

(スプリンクラー設備の基準)

第三十二条の三 「同上」

「一 同上」

二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域(一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五及び第三十五条の二において同じ。)は、百五十平方メートル以上(防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積)とすること。

「三〇五 同上」

(蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例)

第三十五条の二 令第二十條第三項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。

2 蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第二十條第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。

「3 同上」

「新設」

ことができる。

二 第十六条の二の八第三項第八号に規定する貯蔵場所（同号においてその例によるものとされる第二十八条の五十九の二第二項第八号イ又はロ(1)に掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ(1)に定める要件の例による場合に限る。）（以下この号において「貯蔵場所」という。）に第二種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するように設けること。

イ スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが九メートル以下の位置にある天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）に設けること。

ロ スプリンクラー設備の放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域。ハ及びニにおいて同じ。）が貯蔵場所及びその周囲六メートルの範囲を包含するように設けること。ただし、貯蔵場所から六メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該貯蔵場所から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもつて足りる。

ハ 水源は、その水量がロの放射能力範囲（当該範囲の床面積が二百三十平方メートル以上となる場合にあつては、床面積二百三十平方メートルの範囲）に二の性能により六十分間（告示で定める要件を満たす場合は、三十分間。ホにおいて同じ。）放水することができる量以上の量となるように設けること。

ニ ロの放射能力範囲内の放水密度が十二ミリメートル毎分以上となる性能のものとする。

ホ スプリンクラー設備を六十分間以上有効に作動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

（危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所の消火設備の特例）

第三十五条の三 令第二十条第三項第二号の総務省令で定める一般取扱所は、第二十八条の五十四第五号の二イからハまでに規定する一般取扱所とする。

2 前項の一般取扱所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項から第五項までに定めるところによる。

3 第二十八条の五十四第五号の二イに規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第二項各号（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第三項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）のうち、次号ロに掲げる基準に適合するように第三種、第四種及び第五種の消火設

〔新設〕



備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）を設ける部分以外の部分に設備等技術基準の例により、消防用設備等（消火設備に限る。以下この条において同じ。）が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号イに掲げる基準に適合するように又は次号イに規定する集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二 次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ 第二種のスプリンクラー設備 第二十八条の五十九の二第二項第八号に規定する集積場所（同号イ又はロ(1)に掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ(1)に定める要件を満たす場合に限る。）及び同項第九号に規定する充放電作業場所（同号においてその例によるものとされる同条第六項第二号イ又はハ（同条第二項第八号イ又はロ(1)に掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ(1)に定める要件の例による場合に限る。）に適合する場合に限る。）（以下この条において「集積場所等」という。）に第三十五条の二第四項第二号イからホまでに掲げる基準の例により設けること。

ロ 第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。） 第三十二条の四から第三十二条の十一までの規定の例により、次に掲げる部分の火災を有効に消火することができるように設けること。この場合において、第三十二条の五から第三十二条の七までの規定中「防護対象物」とあるのは、「液状の危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う設備又は危険物を取り扱うタンク」とする。

(1) 液状の危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う設備及びその周囲

(2) 危険物を取り扱うタンク及びその周囲

4 第二十八条の五十四第五号の二ロに規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第四項各号（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第五項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）のうち、前項第二号ロの規定の例により第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）を設ける部分以外の部分に設備等技術基準の例により、消防用設備

等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号イに掲げる基準に適合するようには又は集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二 次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するようには設けること。

イ 第二種のスプリンクラー設備 前項第二号イの規定の例によること。

ロ 第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。） 前項第二号ロの規定の例によること。

5 第二十八条の五十四第五号の二ハに規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第六項各号に掲げる基準に適合し（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、第二十八条の五十九の二第二項第六号から第八号まで及び第十号、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号、第四項第二号、第五項第二号並びに第六項第二号及び第三号の規定の例により）、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号に掲げる基準に適合するようには又は集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二 第二種のスプリンクラー設備を第三項第一号イの規定の例により設けること。

（危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の消火設備の特例）

第三十五条の四 令第二十条第三項第三号の総務省令で定める一般取扱所は、第二十八条の五十四第九号に規定する一般取扱所とする。

2 前項の一般取扱所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。

3 第一項の一般取扱所のうち、蓄電池設備（告示で定める基準に適合するものに限る。）をキュービクル式のものとし、又は告示で定める基準に適合する蓄電池を鋼製の棚（告示で定める基準に適合するものに限る。）若しくはこれと同等以上の性能を有するもの（以下この条において「鋼製の棚等」という。）に収納して設けるとともに、次の各号に掲げる基準に適合するもの

〔新設〕

については、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 一般取扱所が建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあつては、当該一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所である旨を表示し、一般取扱所が建築物の一部に存するものにあつては、当該建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所が存する旨を表示すること。

二 次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ 第二種のスプリンクラー設備 蓄電池設備の存する部分に、次に掲げる基準に適合するように設けること。

(1) スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが九メートル以下の位置にある天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）に設けること。

(2) スプリンクラー設備の放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域、(3)及び(4)において同じ。）が蓄電池設備（鋼製の棚等に収納して設ける場合にあつては、鋼製の棚等を含む。以下(2)において同じ。）及びその周囲六メートルの範囲を包含するように設けること。ただし、当該蓄電池設備から六メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該蓄電池設備から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもつて足りる。

(3) 水源は、その水量が(2)の放射能力範囲（当該範囲の床面積が二百三十平方メートル以上となる場合にあつては、床面積二百三十平方メートルの範囲）に(4)の性能により六十分間（告示で定める要件を満たす場合は、三十分間。(5)において同じ。）放水することができる量となるように設けること。

(4) (2)の放射能力範囲内の放水密度が十二ミリメートル毎分以上となる性能のものとする。

(5) スプリンクラー設備を六十分間以上有効に作動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

ロ 第四種及び第五種の消火設備 第三十二条の十及び第三十二条の十一の規定の例により設けること。

（危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外）

第三十八条の四 令第二十六条第一項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

（危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外）

第三十八条の四 「同上」

一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合

〔イ〕へ 略〕

ト 第十六条の二の七に規定する危険物（第三十五条の二第三項第一号又は同条第四項第二号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。）と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。）

〔二 略〕

（容器に収納しないこと等ができる危険物）

第四十条 令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、次に掲げる危険物とする。

一 塊状の硫黄等

二 リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物のうち、次のいずれかの方法により貯蔵されるもの。

イ 告示で定める基準に適合する蓄電池（第二類又は第四類の危険物を用いたリチウムイオン蓄電池に限る。以下この号において同じ。）を水が浸透する素材で包装し、又はこん包して貯蔵する方法

ロ 告示で定める基準に適合するキュービクル式の設備により貯蔵する方法

ハ 告示で定める基準に適合する蓄電池を次に掲げる基準に適合するように貯蔵する方法

〔1〕蓄電池を貯蔵する場所は、第十六条の二の八第三項第八号の規定の例によること。

〔2〕蓄電池の充電率は、六十パーセント以下であること。

ニ 告示で定める基準に適合する箱に入れて貯蔵する方法

三 第七十二条第一項に規定する危険物

2 令第二十六条第一項第三号ただし書の総務省令で定める危険物は、前項第二号及び第三号に規定する危険物とする。

（給油するとき等の基準）

第四十条の三の四 令第二十七条第六項第一号りの総務省令で定めるとき及び同号りの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。

〔一・二 略〕

（運搬容器への収納）

第四十三条の三 令第二十九条第一号の規定により、第四十三条第一項第一号に定める運搬容器への収納は、次のとおりとする。

一 〔同上〕

〔イ〕へ 同上〕

ト 第十六条の二の七に規定する危険物（第三十五条の二第三項第一号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。）と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。）

〔二 同上〕

（容器に収納しないこと等ができる危険物）

第四十条 令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、塊状の硫黄等及び第七十二条第一項に規定する危険物とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 令第二十六条第一項第三号ただし書の総務省令で定める危険物は、第七十二条第一項に規定する危険物とする。

（給油するとき等の基準）

第四十条の三の四 令第二十七条第六項第一号りの総務省令で定めるとき及び同号りの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。

〔一・二 同上〕

（運搬容器への収納）

第四十三条の三 〔同上〕

<p>「一〇六略」</p> <p>3   「2略」</p> <p>令第二十九条第一号ロの総務省令で定める場合は、第二類又は第四類の危険物を用いたりチウムイオン蓄電池（以下この項において単に「蓄電池」という。）を次のいずれかの方法により運搬する場合とする。</p> <p>一 告示で定める基準に適合する蓄電池を水が浸透する素材で包装し、若しくはこん包し、又は鋼製の箱に収納し、及び固定して運搬する方法</p> <p>二 告示で定める基準に適合するキュービクル式の設備により運搬する方法</p> <p>三 告示で定める基準に適合する箱に入れて運搬する方法</p> <p>四 告示で定めるところにより運搬する方法</p>	<p>「一〇六 同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正)

3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第十三条の二の三」を「第十三条の二の四」に改める。

(危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部改正)

4 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（令和六年総務省令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十三条の二の三」を「第十三条の二の四」に改める。

○総務省告示第 号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十六条の二の二第一項第一号の二、第十六条の二の八第三項第六号、第二十八条の五十九の二第二項第八号ロ（2）（i）、同条第四項第二号及び同条第六項第二号ロ（1）（iii）、第三十五条の二第四項第二号ハ、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号イからニまで並びに第四十三条の三第三項第一号から第四号までの規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

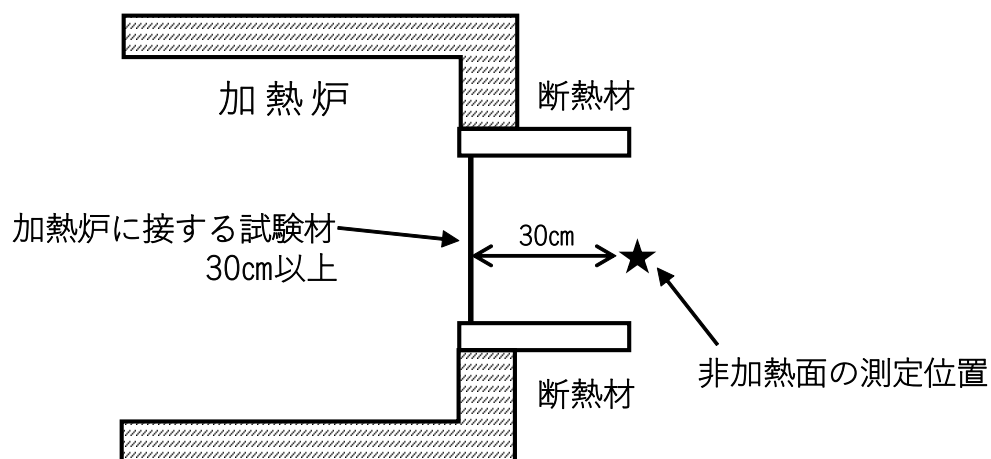
令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔屋内貯蔵所の架台の基準〕</p> <p>第四条の二の二 規則第十六条の二の二第一項第一号の二の告示で定める架台は、床に直接設けられ、又は堅固な基礎に固定して設けられたレールに沿って移動させることができるものであつて、容易に転倒しない構造を有するものとする。</p> <p>〔蓄電池の基準〕</p> <p>第四条の二の三 規則第十六条の二の八第三項第六号、第二十八条の五十九の二第四項第二号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号イ及びハ並びに第四十三条の三第三項第一号の告示で定める基準に適合する蓄電池は、日本産業規格C八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部・安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四―一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。</p> <p>〔敷地境界線の外縁に存する施設〕</p> <p>第四条の二の四 〔略〕</p> <p>〔遮蔽板の基準〕</p> <p>第六十八条の二の二 規則第二十八条の五十九の二第二項第八号ロ(2)イ及び同条第六項第二号ロ1(iii)の告示で定める遮蔽板は、次の各号に定める耐火試験に合格したもの又はこれと同等以上の性能とする。</p> <p>一 耐火試験は次に定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 加熱炉に試験材を次の図のように設置すること。</p> <p>ロ 加熱炉により、試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認するとともに、非加熱面側の温度を測定すること。</p> <p>ハ 試験材の一边の長さは、三十センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。</p> $T = 345 \log_{10}(8t + 1) + 20$ <p>Tは、平均炉内温度(単位:℃)</p> <p>tは、試験の経過時間(単位:分)</p> <p>ホ 非加熱面側の温度は、当該面から三十センチメートル離れた位置で測定すること。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔敷地境界線の外縁に存する施設〕</p> <p>第四条の二の二 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p>





二 耐火試験の合格の基準は、次のとおりとすること。

イ 試験開始から六十分間、次の(1)から(3)までを満たすこと。

【1】 非加熱面側に十秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。

【2】 非加熱面で十秒を超えて継続する発炎がないこと。

【3】 火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。

ロ 試験開始から六十分後における非加熱面側の温度の値が八十度を超えないこと。

2 第一項の遮蔽板は、蓄電池から水平方向及び鉛直方向に五十センチメートル以上離して設置すること。

3 第一項の遮蔽板は、堅固な床に固定し、又は容易に転倒及び移動しないための措置を講じたものであること。

(蓄電池設備の基準)

第六十八條の二の三 規則第二十八條の六十の四第二項及び第五項第四号、第三十五條の四第三項、第四十條第一項第二号並びに第四十三條の三第三項第二号の告示で定める基準は、日本産業規格C八七五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部…安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四―一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

(スプリンクラー設備の水源の特例)

第六十八條の二の四 規則第三十五條の二第四項第二号及び第三十五條の四第三項第二号イ(3)の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 スプリンクラー設備の送水口は、消防ポンプ自動車容易に接近できる位置に設けること。

二 スプリンクラー設備の送水口から百メートル以内の距離に消防用水、消火栓又は消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十四條の二の指定消防水利が存し、当該スプリンクラー設備が放射能力範囲を三十分間放水することができる量以上の量の水源が確保されること。

(蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準)

第六十八條の二の五 規則第三十五條の四第三項の告示で定める基準に適合する鋼製の棚は、高さ二・四メートル以下であり、かつ、次の要件を満たすこと。

一 棚に設ける蓄電池の容量が百二十キロワット時を超える場合は、当該蓄電池を百二十キロワット時以下ごとに鋼製の板で仕切ること。

二 棚は、幅二・二メートル以下ごとに、厚さ〇・九ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性能を有する材料で遮蔽すること。

三 棚の周囲には、前号により遮蔽する場合又は蓄電池設備の機能を維持するために必要な設備

(蓄電池設備の基準)

第六十八條の二の二 規則第二十八條の六十の四第二項及び規則第二十八條の六十の四第五項第四号の告示で定める基準は、日本産業規格C八七五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部…安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四―一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

〔新設〕

〔新設〕

(不燃材料又は難燃処理を施した材料で造つたものに限る。)を設ける場合を除き、一・二メートル以上の幅の空地を保有すること。

(容器の特例)

第六十八条の二の六 「略」

(容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準)

第六十八条の二の七 規則第四十条第一項第二号ニの告示で定める基準に適合する箱は、次のとおりとする。

一 箱は次に掲げる基準に適合すること又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

イ 次に定める耐火試験に合格するものであること。

耐火試験は、第一試験及び第二試験により行うこと。

(2)【1】 第一試験は、次に定めるところにより行うこと。

加熱炉に試験材を次の図のように設置すること。

(ii)【i】 加熱炉により、一枚の試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認すること。

試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。

(iv)【iii】 加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。

$$T = 345 \log_{10}(8t + 1) + 20$$

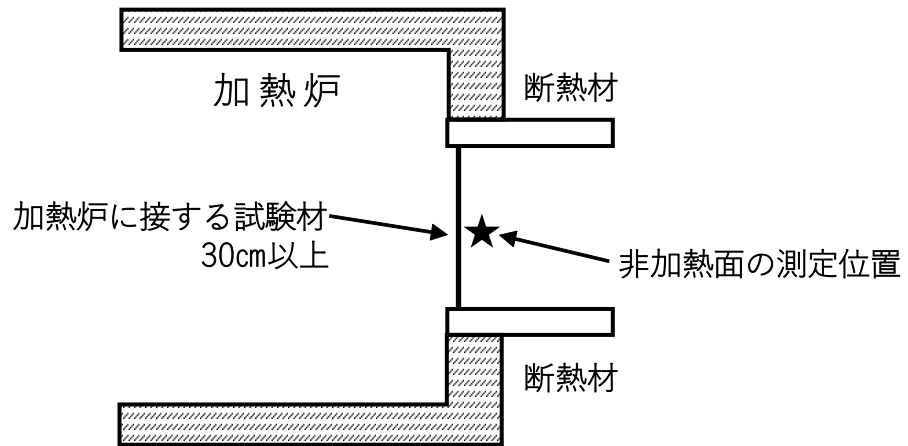
Tは、平均炉内温度(単位 °C)

tは、試験の経過時間(単位 分)

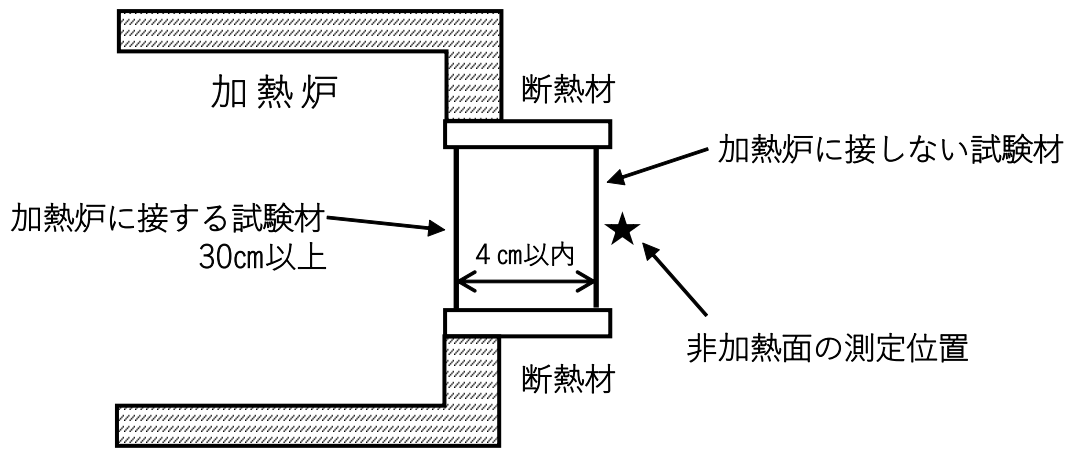
(容器の特例)

第六十八条の二の三 「同上」

「新設」



- 
- (3) 第二試験は、次に定めるところにより行うこと。
- (i) 加熱炉に二枚の試験材を次の図のように設置すること。
- (ii) 試験材の間隔は四センチメートル以内とすること。
- (iii) 加熱炉により、一の試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定すること。
- (iv) 試験材の一边の長さは、三十センチメートル以上とすること。
- (v) 加熱は、(2)(iv)の規定の例により行うこと。
-



<p>(4) 耐火試験の合格の基準は、次のとおりとすること。</p> <p>【 i 】 試験開始から六十分間、非加熱面側に十秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。</p> <p>【 ii 】 試験開始から六十分間、非加熱面で十秒を超えて継続する発炎がないこと。</p> <p>【 iii 】 試験開始から六十分間、火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。</p> <p>ロ 炎又は熱が容易に伝ばするような隙間を有さないものであること。</p> <p>ハ 次号ロの最大重量の物品を収納し、かつ、次号ハの最大積載高さに同種の箱を重ねて積載した場合において、次を満たすものであること。</p> <p>（1） 当該箱の上部にかかる荷重によつて生じる当該箱の垂直方向の応力が許容応力を超えないものであること。</p> <p>（2） 十五度傾けた場合に、転倒しないものであること。</p> <p>ニ 機械により荷役するものにあつては、当該荷役により加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。</p> <p>イ リチウムイオン蓄電池を収納している旨</p> <p>ロ 収納する物品の最大重量</p> <p>ハ 最大積載高さ</p> <p>ニ 最大積み重ね荷重</p> <p>三 箱の最大積載高さは、六メートル以下とすること。</p> <p>（運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準）</p> <p>第六十八條の六の六 規則第四十三條の第三項第三号の告示で定める基準に適合する箱は、第六十八條の二の七第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 運搬時に加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。</p> <p>二 箱の最大積載高さは、三メートル以下とすること。</p> <p>（運搬容器への収納を要さない危険物を運搬する方法）</p> <p>第六十八條の六の七 規則第四十三條の第三項第四号の告示で定めるところにより運搬する方法は、試験又は研究に用いられるリチウムイオン蓄電池を保安上支障がない方法により運搬するものであることとする。</p> <p>（機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示）</p> <p>第六十八條の六の八 「略」</p>	<p>【新設】</p> <p>（機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示）</p> <p>第六十八條の六の六 「同上」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。



## 規制の事前評価書

法令案の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案  
規制の名称：リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し  
規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止  
担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室  
評価実施時期：令和7年2月

## 1 規制の必要性・有効性

## 【緩和・廃止】

## ＜法令案の要旨＞

- リチウムイオン蓄電池の電解液は消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）で定める危険物であるため、当該蓄電池を貯蔵する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）や危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）で定める技術上の基準を満たす貯蔵所で貯蔵する必要がある。電気自動車の普及が進み、リチウムイオン蓄電池の需要が高まる中、当該基準を合理化する要望があることを踏まえ、規制の見直しを行う必要がある。具体的には、以下の①～③の改正を行う。
- ① 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【規則第16条の2の8関係】  
リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に関する規制を合理化するため、位置、構造及び設備の技術上の基準について、令第10条に基づき特例を定める。
- ② 消火設備の基準に係る特例規定の整備【規則第35条の2関係】  
リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に設置しなければならない消火設備の基準について、令第20条に基づき特例を定める。
- ③ 屋内貯蔵所において容器に収納しないことができる危険物の追加【規則第40条関係】  
リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のうち、特定の方法で貯蔵されるものについて、令第26条第1項第2号ただし書に基づき容器に収納しないこと等ができる危険物として追加する。

## ＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- リチウムイオン蓄電池は、鉛蓄電池等の他の蓄電池に比べ大きな電力をもち、携帯電話、ノートパソコン、電気自動車等に用いられている。リチウムイオン蓄電池の電解液は法で定める危険物（主に第4類の引火性液体の第2石油類が用いられている）であるため、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、他の危険物と同様、法上の危険物規制の対象となる。
- 一定量以上のリチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫等は屋内貯蔵所としての位置、構造及び設備の技術上の基準（建築物の周囲の空地の保有、建築物の壁、屋根、窓、出入口、床の構造に係る規制等）に適合する必要がある。  
このため、既存の倉庫等をリチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫として使用するには、倉庫等の全体を屋内貯蔵所の技術上の基準に適合させるために大規模な改修工事を行う必要があり、膨大な金銭コストと時間コストがかかるという業界団体からの指摘があった。
- また、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競

争力が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットイングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされた。

○ 以上を踏まえ、消防庁では、規制の見直しを行うため、令和5年6月～令和6年3月に「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、電気自動車の製造工場等を念頭に、一般取扱所（定義については令第3条参照）に関する技術上の基準を中心に議論を行った。当該検討会の報告書においては、屋内貯蔵所についても、

- ・一定の安全措置が講じられた屋内貯蔵所においては、リチウムイオン蓄電池に特化した位置、構造及び設備の技術上の基準とすることができる
- ・一定の安全対策を講じた場合には、屋内貯蔵所にリチウムイオン蓄電池を貯蔵する際に容器に収納する必要はない
- ・一定の出火防止対策が講じられた屋内貯蔵所においては、泡消火設備等に代えて所要の性能を有するスプリンクラー設備を設けることができる

こととされた。

### <必要となる規制緩和・廃止の内容>

① 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備については、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の基準について、総務省令において、

- ・延焼拡大時における被害が最小限になるような措置（住宅や学校等の施設との間に十分な距離を確保する等）を講ずること
- ・一定の安全基準に適合する蓄電池を貯蔵すること
- ・蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置等を講ずること 等

とした場合は、屋内貯蔵所に求められている以下の位置、構造及び設備の基準を適用しないこととする。

- ・一定の保安空地を設ける。
- ・床面積は1000㎡を超えない。
- ・壁、柱及び床を耐火構造とする。
- ・窓及び出入り口に防火戸（網入りガラス）を設ける。
- ・床面に水が侵入・浸透しない構造とする。
- ・床は危険物が浸透しない構造とし、傾斜及び貯留設備を設ける。
- ・可燃性蒸気を排出する設備を設ける。
- ・電気設備は防爆性能を有するものとする。
- ・避雷設備を設ける（指定数量の倍数が10以上の場合）。 等

② 消火設備の基準に係る特例規定の整備については、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に設置しなければならない消火設備の基準について、総務省令において、第2種の消火設備であるスプリンクラー設備（放水密度は12mm毎分以上であること、散水面積は230㎡以上であること、放水時間60分以上といった基準をみたすもの）の設置を認める。

③ 屋内貯蔵所において容器に収納しないことができる危険物の追加については、令第26条第1項第2号ただし書に基づき、リチウムイオン蓄電池に用いられる危険物を以下の特定の方法で貯蔵されることを条件として追加する。

- ・水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する場合
- ・キュービクル式の設備で貯蔵する場合

・一定の基準に適合する箱に入れる場合 等

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※緩和・廃止のみのため記載せず

## 3 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【緩和・廃止】

リチウムイオン蓄電池に対する規制にリチウムイオン蓄電池に適した特例を適用することにより、既存の倉庫等（非危険物施設）の一部をリチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫として利用する際に大規模な改修工事が不要になり、国内におけるリチウムイオン蓄電池の普及拡大や、電気自動車分野等における国際競争力の向上に寄与する。リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所数は現段階では統計データはないが、令第10条第6項の規定に基づき基準の特例を定めている施設数を今後統計データとして収集し、当該特例が適用された件数も追って効果を把握していく。仮に適用状況が芳しくない場合は、特例の内容が適切かどうか、特例を適用するために障害となっている部分はないか等、事業者からニーズを聞き取った上で、対応を検討していく。

## 4 負担の把握

### 【緩和・廃止】

#### <規制緩和・廃止により顕在化する負担>

「一定の安全措置等が講じられた場合」に認められる緩和であるため、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は発生しないものと考えられる。

#### <行政費用>

今般の改正により新たに建設されるリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所での火災による被害の状況等は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

今回の改正は、事業者からの要望に基づくものであり、かつ、リチウムイオン蓄電池の取扱いを行う事業者にしからず関係しないことから、一般社団法人電池工業会等を通じて制度の周知・啓発を行えば十分であり、一般向けの周知用ポスターやパンフレット等を作成する予定はない。

#### <その他の負担>

特に無し

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

#### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 一定の安全措置が講じられた屋内貯蔵所においては、リチウムイオン蓄電池に特化した位置、構造及び設備の技術上の基準とすることができる。
- ・ 一定の安全対策を講じた場合は、屋内貯蔵所にリチウムイオン蓄電池を貯蔵する際に容器に収納する必要はない。
- ・ 一定の出火防止対策が講じられた屋内貯蔵所においては、泡消火設備等に代えて所要の性能を有するスプリンクラー設備を設けることができる。

#### <関連する会合の名称、開催日>

- ・ リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会（令和5年6月27日、令和5年12月20日、令和6年3月11日）

#### <関連する会合の議事録の公表>

- ・ [https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-137.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-137.html)

## 6 事後評価の実施時期

### 【緩和・廃止】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 規制の事前評価書

法令案の名称：危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案、  
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案  
規制の名称：リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し  
規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止  
担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室  
評価実施時期：令和6年10月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【緩和・廃止】

#### <法令案の要旨>

○ リチウムイオン蓄電池の電解液は消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）で定める危険物であるため、当該蓄電池を取り扱う場合は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）で定める技術上の基準を満たす取扱所で取り扱う必要がある。電気自動車の普及が進み、リチウムイオン蓄電池の需要が高まる中、当該基準を合理化する要望があることを踏まえ、規制の見直しを行う必要がある。具体的には、以下の①～③の改正を行う。

① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【令第19条関係】

危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所（定義については令3条参照）に関する規制を合理化するため、位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

② 消火設備の基準に係る特例規定の整備【令第20条関係】

危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第29条関係】

リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、運搬容器に収納しなくても運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれの少ない危険物について、運搬容器に収納せずに積載することができるようにする。

#### <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

○ リチウムイオン蓄電池は、鉛蓄電池等の他の蓄電池に比べ大きな電力をもち、携帯電話、ノートパソコン、電気自動車等に用いられている。リチウムイオン蓄電池の電解液は法で定める危険物（主に第4類の引火性液体の第2石油類が用いられている）であるため、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、他の危険物と同様、法上の危険物規制の対象となる。

○ 電気自動車の製造工場等におけるリチウムイオン蓄電池の製造又は充放電の作業は、危険物の取扱いに該当し、一定量以上のリチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等は一般取扱所としての位置、構造及び設備の技術上の基準（建築物の周囲の空地の保有、建築物の壁、屋根、窓、出入口、床の構造に係る規制等）に適合する必要がある。

このため、従来ガソリン車を製造していた工場等（非危険物施設）が既存施設の一部を電気自動車の組立て工場等として使用するには、工場等の全体を一般取扱所の技術上の基準に適合させるために大規模な改修工事を行う必要があり、膨大な金銭コストと時間コストがかかるという業界団体からの指摘があった。

- 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競争力が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットイングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされた。また、「一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。」とされた。
- 消防庁では、規制の見直しを行うため、令和6年3月に「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、
  - ・ 一定の安全措置が講じられた一般取扱所においては、リチウムイオン蓄電池に特化した位置、構造及び設備の技術上の基準とすることができる
  - ・ 一定の安全対策を講じた場合には、リチウムイオン蓄電池を容器に収納して運搬する必要はない
  - ・ 一定の出火防止対策が講じられた一般取扱所においては、泡消火設備等に代えて所要の性能を有するスプリンクラー設備を設けることができる旨の報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめた。

#### <必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備については、危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所の基準について、令において総務省令で特例を定めることができるようにした上で、総務省令において、
  - ・ 延焼拡大時における被害が最小限になるような措置（住宅や学校等の施設との間に十分な距離を確保する等）を講ずること
  - ・ 蓄電池は電気用品の安全性に関する技術基準等に適合するものとする
  - ・ 蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置等を講ずることとした場合は、一般取扱所に求められている以下の位置、構造及び設備の基準を適用しないこととする。
  - ・ 指定数量の倍数が10を超える場合は5mの保安空地を設ける。
  - ・ 柱、床、はり及び階段は、不燃材料で作る。
  - ・ 屋根は放爆構造とする。
  - ・ 窓及び出入り口に防火戸（網入りガラス）を設ける。
  - ・ 床は危険物が浸透しない構造とし貯蔵設備を設ける。
  - ・ 可燃性蒸気を排出する設備を設ける。
  - ・ 屋外の液状の危険物を取り扱う設備には、直下の地盤面の周囲に囲いを設け、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設ける。（第4類の危険物を扱う場合は、油分離装置を設ける。）
  - ・ 電気設備は防爆性能を有するものとする。
  - ・ 避雷設備を設ける（指定数量の倍数が10以上の場合）。
- ② 消火設備の基準に係る特例規定の整備については、危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の基準について、令において総務省令で特例を定めることができるようにした上で、総務省令において、第2種の消火設備であるスプリンクラー設備（放水密度は12mm毎分以上であること、散水面積は230㎡以上であること、放水時間60分以上といった基準をみたすもの）の設置を認める。

③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備については、リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、運搬容器に収納しなくても運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障のないものとして総務省令で定める場合について、運搬の際に容器に収納せずに積載できることとする。具体的には、総務省令において、以下の場合を定める。

- ・ リチウムイオン蓄電池を水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する場合
- ・ リチウムイオン蓄電池をキュービクル式の蓄電池設備で運搬する場合
- ・ リチウムイオン蓄電池を一定の耐火性能を有し、かつ、運搬時等の衝撃に対して十分な強度を有する箱に入れて運搬する場合
- ・ 試験、研究のために用いられる指定数量未満の危険物を用いるリチウムイオン蓄電池を安全に運搬する場合

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※緩和・廃止のみのため記載せず

## 3 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【緩和・廃止】

- ・ リチウムイオン蓄電池に対する規制にリチウムイオン蓄電池に適した特例を適用することにより、従来ガソリン車を製造していた工場等（非危険物施設）の既存施設の一部を電気自動車の組立て工場等として利用する際に大規模な改修工事が不要になり、電気自動車分野における国際競争力の向上に寄与する。危険物を用いたリチウムイオン蓄電池の製造又は充放電の作業を行う一般取扱所数は現段階では統計資料はないが、令第19条第2項の規定に基づき基準の特例を定めている施設数は例年把握している。本改正により危険物を用いたリチウムイオン蓄電池の製造又は充放電の作業を行う施設数の項目も新設されるため、今後その件数も追って効果を把握していく。

## 4 負担の把握

### 【緩和・廃止】

#### <規制緩和・廃止により顕在化する負担>

「一定の安全措置等が講じられた場合」に認められる緩和であるため、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は発生せず、顕在化する負担はないものと考えられる。

#### <行政費用>

今般の改正により新たに建設される危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を行う一般取扱所での火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

今回の改正は、事業者からの要望に基づくものであり、かつ、リチウムイオン蓄電池の取扱いを行う事業者にししか関係しないことから、一般社団法人電池工業会等を通じて制度の周知・啓発を行えば十分であり、一般向けの周知用ポスターやパンフレット等を作成する予定はない。

#### <その他の負担>

特に無し

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由： )

### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 一定の安全措置が講じられた一般取扱所においては、リチウムイオン蓄電池に特化した位置、構造及び設備の技術上の基準とすることができる。
- ・ 一定の安全対策を講じた場合は、リチウムイオン蓄電池を容器に収納して運搬する必要はない。
- ・ 一定の出火防止対策が講じられた一般取扱所においては、泡消火設備等に代えて所要の性能を有するスプリンクラー設備を設けることができる。

### <関連する会合の名称、開催日>

- ・ リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会（令和5年6月27日、令和5年12月20日、令和6年3月11日）

### <関連する会合の議事録の公表>

- ・ [https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-137.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-137.html)

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



## 規制の事前評価書

法令案の名称：危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案、  
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案

規制の名称：製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和6年10月

## 1 規制の必要性・有効性

## 【緩和・廃止】

## ＜法令案の要旨＞

- 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第9条第1項第12号では、製造所の屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備において、液状の危険物が流出すると広範囲に流出拡大する危険性が大きいため、これを防止するための措置として、周囲に囲いを設け、又は総務省令で定める危険物の流出防止のための措置を講じるとともに、当該地盤面は、危険物が浸透しない素材で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けることとしている。さらに、第4類の危険物（ガソリン、灯油等）を取り扱う場合には、貯留設備に油分離装置を設けることとしている。
- このうち、地盤面の傾斜は流出した危険物が確実に貯留設備に流れ込むようにするための措置であり、油分離装置の設置は貯留設備にたまった危険物が直接排水溝に流入しないようにするための措置である。
- また、屋外タンク貯蔵所のポンプ設備について、ポンプ室以外の場所に設ける場合も同様に危険物が広範囲に流出拡大する危険性が大きいため、令第11条第1項第10号の2ルの規定において、製造所と同様の措置を講ずることとしている。
- 今回の令の改正では、液状の危険物を取り扱う設備において、危険物の流出防止措置を講ずることを前提として、総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよいこととする。

## ＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- 「令和5年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書」（令和6年3月、危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会）において、危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を、液状の危険物の流出防止に効果があるものとして認めることが適当であるとされた。
- 当該措置自体は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第57号）によって認めることとしたので、既に措置済みである。

## ＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備及び屋外タンク貯蔵所のポンプ設備において、危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じた場合は、架台等の外に危険物が流出しない構造となり、架台等の周囲にさらに貯留設備等を設ける必要がなくなることから、令第9条第1項

第 12 号及び令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 ルの規定による「適当な傾斜及び貯留設備」及び「油分離装置」を設けないことができるようにする。

- ただし、この場合、漏れた危険物は囲い等の内部に貯留されることから、換気等により可燃性蒸気が滞留しない構造や、漏れた危険物を回収しやすい構造としている場合に限ることとする。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※緩和・廃止のみのため記載せず

## 3 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【緩和・廃止】

- ・ 「適当な傾斜及び貯留設備」及び「油分離装置」を設けないことができるようになるため、設備の改修・設置にかかる費用が不要になる。
- ・ なお、危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じるかどうかは事業者の選択によるものであるため、本規制緩和が適用される事業者数等を事前に定量化することは困難であり、事後評価書作成までに当該事業者数を把握することも現時点では予定していない。

## 4 負担の把握

### 【緩和・廃止】

#### <規制緩和・廃止により顕在化する負担>

特に無し

#### <行政費用>

今般の改正により新たに措置を講ずる製造所・屋外タンク貯蔵所での火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

#### <その他の負担>

特に無し

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した  意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

(具体の理由： )

**<主な意見内容と今後調整を要する論点>**

- ・ 囲い等については、設備における危険物の取扱方法及び数量を考慮した上で、有効な高さ及び容量を有し、漏れた危険物を回収できるものとするれば、危険物の流出防止に効果がある措置として認めることが適当である。

**<関連する会合の名称、開催日>**

- ・ 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会（令和5年6月16日、令和5年12月15日、令和6年3月7日）

**<関連する会合の議事録の公表>**

- ・ [https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-136.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-136.html)

**6 事後評価の実施時期**

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。